



埼玉県報

第305号
令和4年(2022年)
4月22日
金曜日

目次

告示

- 情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託に関する入札公告(行政・デジタル改革課)
- 次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務に関する入札公告(情報システム戦略課)
- ICT推進支援業務委託に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 埼玉県第5次県庁LAN構築及び運用保守業務委託に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 手数料の徴収事務委託(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 吉見領土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 明戸北部土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 秦土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 保安林の指定の解除(森づくり課)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 春日部都市計画に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託に関する入札公告(教委・総務課)
- 県道高速葛飾川口線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道さいたま幸手線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 県道さいたま幸手線の占用を制限する区域の指定(杉戸県土整備事務所)
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 令和3年度埼玉県議会情報公開の実施状況(政策調査課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 令和4年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示(審査調整課)

正誤

令和4年(2022年)4月22日

○ 埼玉県人事委員会規則 12-138 中訂正 (任用審査課)

告 示

埼玉県告示第四百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は開札時に取得している格付によること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 村上 電話048-830-2442（直通） 電子メールa2440-11@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札説明会の場所及び日時

Web会議（Zoom）により実施 令和4年4月28日（木）午前10時

参加を希望する者は、令和4年4月27日（水）正午までに参加を希望する者の氏名を上記(1)の電子メールアドレス宛てに提出すること。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月1日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日（木）午前10時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課 令和4年6月2日（木）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月17日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月6日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Formulation of information linkage platform maintenance plan

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., June 2, 2022

By registered mail: 5:00 p.m., June 1, 2022

In person: 10:00 a.m., June 2, 2022

(3) Contact Information:

Administration and Digital Reform Division,

Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2442

告 示

埼玉県告示第四百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課企画・セキュリティ担当 帯部、溝口 電話048-830-2290
(直通) 電子メールnwinfo03@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

4(3)の入札参加資格の確認申請を行った者に対して、電子メールにより交付する。

(4) 入札説明会の方法及び日時

WEB会議により実施 令和4年4月28日(木)午後2時

(5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月1日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月1日(水)午後5時まで

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和4年6月2日(木)午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月17日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価基準項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月6日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Provision of the Next Saitama Prefecture Local Government
Information Security Cloud Service

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., June 2, 2022

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 1, 2022

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2290

告 示

埼玉県告示第四百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

I C T推進支援業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 関根 電話048-830-2268
(直通) 電子メールa2290-39@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月1日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月1日(水)午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和4年6月2日(木)午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月19日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価基準項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月6日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Information and communications technology promotion support.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., June 2, 2022

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 1, 2022

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2268

告 示

埼玉県告示第四百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県第5次県庁LAN構築及び運用保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年1月31日（水）まで

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 千木良、高橋 電話048-830-2282
(直通) a2290-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

4(3)の入札参加資格の確認申請を行った者に対して、電子メールにより交付する。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月3日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日(木)午後5時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和4年6月3日(金)午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月19日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価基準項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月6日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction and Maintenance of the 5th Prefectural LAN System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Friday, June 3, 2022

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Thursday, June 2, 2022

(3) Date, Time, and Place of Bidding:

11:00 a.m., Friday, June 3, 2022

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance

(4) Contact Information:

Work Efficiency Promotion Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

Email: a2290-04@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

手数料	受託者の住所、名称及び代表者 氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第九十六号、第九十七号、第二百二十七号、第二百二十九号、第三百十号、第四百十三号から第四百四十六号まで、第六百六十九号、第七百七十一号、及び第七七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 福田 晃 埼玉県川口市青木二丁目一番一号 川口市 川口市長 奥ノ木 信夫</p>	<p>令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで</p>

告示

埼玉県告示第四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス吹上店

埼玉県鴻巣市南一丁目二千九十四番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十二月九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年四月八日

二 縦覧期間

令和四年四月二十二日から令和四年八月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月二十二日から令和四年八月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、吉見領土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	宮崎善雄	埼玉県比企郡吉見町大字地頭方三百三十四番地
同	深井博行	同 同 大和田七百五十四番地
同	渡邊完一郎	同 同 谷口九十二番地
同	大畑十作	同 同 万光寺八十八番地
同	千代間功	同 同 丸貫三百三十七番地
同	吉田鉄男	同 同 下細谷四百七十四番地
同	神田新一郎	同 同 江綱千二百六十八番地
同	福田正	同 同 前河内二百九十四番地
同	砂生治吉	同 同 大串七百四十四番地一
同	小柳裕正	同 同 上砂三百一番地
同	柳田清	同 同 松崎五十番地二
同	蛭間貴	同 同 上細谷三十一番地
同	吉田喜一	同 同 一ツ木百十一番地
同	笹野正人	同 同 黒岩三百六十番地
監事	柴崎和義	同 同 荒子六十四番地一
同	勝田利明	同 同 久保田千三百九十六番地
同	田中俊博	同 同 中新井五百二十五番地
同	清水和明	同 同 川島町大字芝沼百三十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	宮崎善雄	埼玉県比企郡吉見町大字地頭方三百三十四番地
同	深井博行	同 同 大和田七百五十四番地
同	皆川重春	同 同 谷口百八十六番地
同	三橋實夫	同 同 荒子七百五番地
同	堀口好正	同 同 古名二百二十八番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荻野勇	関口政男	蛭間貴	八木橋富雄	吉田透	原口充昭	岩下勤	宮崎豊	村田芳雄	村田泰治	神田新一郎	吉田鉄男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
久保田五十四番地	荒子七百八十五番地	上細谷三十一番地	山ノ下二百九番地	今泉千六百十番地	本沢八十四番地	中曾根二百五十番地	地頭方四百九番地	大串六百二十八番地	前河内四百六十七番地	江綱千二百六十八番地	下細谷四百七十四番地

告示

埼玉県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
明戸北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があった。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住所
理事	高橋 恒夫	埼玉県深谷市江原二百四十八番地一	
同	小林 正嗣	同 同 八百七十一番地一	
同	市川 武邦	同 同 九百十一番地	
同	長谷川 秀明	熊谷市籠原南一丁目一番地四百五	
同	江森 斎	深谷市江原三百四十四番地一	
同	高橋 昭夫	同 同 五百二十四番地	
同	栗原 貴一	同 同 堀米二百三十一番地一	
同	霜田 明彦	同 同 江原三百九十八番地三	
同	坂田 忠司	同 同 九百十七番地一	
同	高橋 一	同 同 三百七十三番地一	
同	市川 和宏	同 同 九百八番地	
同	高橋 久雄	同 同 八百九十一番地	
同	倉上 実	同 同 堀米二百四十三番地	
同	大澤 充	同 同 同 百五十六番地一	
同	飯塚 貴夫	同 同 江原四百三番地	
同	澤田 正行	同 同 蓮沼三百九十六番地二	
同	小林 均	同 同 江原八百七十番地	
同	江黒 広	同 同 同 九百十三番地一	
監事	飯塚 孝弘	同 同 同 三百六十五番地	
同	倉上 和男	同 同 堀米二百四十六番地	
同	中野 英子	同 同 熊谷市永井太田千五十六番地	
同	湯本 哲昭	同 同 深谷市蓮沼八百五十六番地一	

二 退任
職名 氏名 住所

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
中野英子	倉上和男	飯塚孝弘	小林均	澤田正行	飯塚貴夫	大澤充	倉上実	高橋久雄	市川和宏	高橋一	坂田忠司	霜田明彦	栗原貴一	高橋昭夫	江森齋	長谷川秀明	市川武邦	小林正嗣	高橋恒夫	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県深谷市江原二百四十八番地一
熊谷市永井太田千五十六番地	同 堀米二百四十六番地	同 同 三百六十五番地	同 江原八百七十番地	同 蓮沼三百九十六番地二	同 江原四百三番地	同 同 百五十六番地一	同 堀米二百四十三番地	同 同 八百九十一番地	同 同 九百八番地	同 同 三百七十三番地一	同 同 九百十七番地一	同 江原三百九十八番地三	同 堀米二百三十一番地一	同 同 五百二十四番地	同 深谷市江原三百四十四番地一	同 熊谷市籠原南一丁目一番地四百五	同 同 九百十一番地	同 同 八百七十一番地一	同	同

告示

埼玉県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
秦土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、
次のとおり届出があった。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	市野瀬 斤三	埼玉県熊谷市弁財百六十三番地
同	増田 征一	日向七百二十番地一
同	船田 重則	同 千百八十四番地
同	吉野 福司	同 四百五十二番地二
同	山本 忠	葛和田三千百六十九番地
同	鈴木 吉明	大野百十三番地
同	天野 芳一郎	葛和田九十二番地三
同	小澤 堅一	同 八百番地
同	橋本 利男	同 千七百七十六番地
同	石井 淳	同 五百四十一番地
同	五月女 清孝	同 八百四十番地一
同	島田 徳治	日向八百八十番地一
同	増田 晃	同 八百四十番地一
同	増田 隆之	日向千二百二十五番地一
同	小峰 正明	同 弁財百五十八番地
同	長谷川 淳一	同 上須戸七百五十五番地一
同	吉野 光浩	同 日向四百九十四番地四
同	吉田 孫兵衛	同 行田市大字北河原二百十二番地
監事	吉川 勝則	同 熊谷市葛和田千八百十八番地
同	長谷川 好一	同 八ツ口九百十五番地二
同	荻野 晃三郎	同 俵瀬百五十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	荻野 太治	埼玉県熊谷市俵瀬四百七十六番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長谷川	吉野	飯塚	吉田	小峰	市川	増田	島田	江利川	齊藤	舞原	天野	加藤	五月女	山本	吉野	船田	市野	増田	
好一	勘治	昌利	孫兵衛	正明	豊一	晃	徳治	俊一	清思	昇平	芳一郎	文男	清孝	忠	福司	重則	斤三	征一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	熊谷市	行田市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八ツ口	日向	葛和田	大字北河原	弁財	同	同	日向	同	同	同	葛和田	大野	同	葛和田	日向	弁財	日向	日向	
九百十五番地二	四百五十四番地三	千八百二十三番地	二百二十三番地	百五十八番地	千二百二十九番地	八百四十番地一	八百八十番地一	九百二十番地	千八百三十三番地	八百十八番地	九十二番地三	八百八十八番地	八百四十番地一	三千六百六十九番地	四百五十二番地二	千八百八十四番地	百六十三番地	七百二十番地一	

告 示

埼玉県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光三二一番
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第四百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇二番

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第四百十八号

令和四年埼玉県告示第五十九号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百十九号

令和三年埼玉県告示第千三百七十五号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十号

令和三年埼玉県告示第八百六十二号で公示した公共測量は、令和四年三月十八日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

令和三年埼玉県告示第千二百五十八号で公示した公共測量は、令和四年三月十八日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

令和四年四月一日付け埼玉県告示第三百七号で告示した春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年2月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部総務課総務・行政改革担当 曾川、柴田 電話048-830-6615（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月3日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月2日（木）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部総務課 令和4年6月3日（金）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月24日（火）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月6日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of equipment for file server systems and information asset systems for educational institutions and technical support for the information systems.

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 a.m. June 3, 2022

By Registered Mail: 5:00 p.m. June 2, 2022

In Person: 5:00 p.m. June 2, 2022.

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Education and General Affairs Department,
Education Bureau, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-6615

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤

隆

高速葛飾川口線	路線名
川口市大字新井宿五〇九番二地先から 同市大字赤山一一一四番二地先まで	供用開始の区間
令和四年四月二十五日 午前九時	供用開始の期日
令和四年一月十四日付け埼玉県告示第三十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八九・一九メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七三番一地从先から同郡同町大字国納字沼端三一一番九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年四月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年十一月九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一五四・四六メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次とおり公示する。

その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 さいたま幸手線

南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七三番一地先から

同郡同町大字国納字沼端三一一番九地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年四月二十三日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四五六番 三地先から同市大字黒浜字桜ヶ丘三 四五六番三地先まで		区 間
一〇・七〇〃 一四・六〇	七・一八〃 一四・六〇	敷地の幅員 (メートル)
二二六・六〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十五条の規定により、令和三年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数	
令和三年前年度か	令和三年前年度か	公開	令和四年
度受付件らの繰越	度受付件らの繰越	部分公開	度への繰
数	件数	非公開	越件数
三五四	〇	四八	〇
	三五四	計	
		計	
		〇	
		三〇六	
		四八	
		計	
		三五四	
		〇	

注 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年四月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年四月二十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について

ロ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、令和四年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

氏名	現職等	主要経歴
青木 孝明	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員
甲原 裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員（現）
向田 正巳	駒澤大学法学部准教授 埼玉県労働委員会公益委員	九州国際大学法学部助教授
山下 三佐子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま地方裁判所熊谷支部及び熊谷簡易裁判所民事調停委員（現）
山崎 仁枝	県民生活部副部長（元） 埼玉県労働委員会公益委員	
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長
畔上 勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県職員組合教育局支部執行委員長 埼玉県労働組合連合会副議長（現）
小林 健一	情報労連埼玉県協議会議長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
高井 哲郎	UAゼンセン埼玉県支部支部長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
金谷 慶國	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・専務理事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
木村 謙一	株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行取締役常務執行役員 むさし証券株式会社会長
中村 元信	日東商事株式会社取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社武蔵野銀行常務取締役
町田 伸吉	町田ローソク株式会社代表取締役会長 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会連合会理事（現）
入野 純一	不二工業株式会社代表取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合専務理事（現）
新里 英男	埼玉県労働委員会事務局長	
伊島 順子	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長	
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
神崎 雅史	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
細木原 章子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
時吉 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	

正 誤

埼玉県人事委員会規則二二―一三八（令和四年三月三十一日第十四号）中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

「契約局長

県民スポーツ

県民共生局長」

正

「契約局長

県民スポーツ

県民共生局長

ページ 行

一 前から九

誤

文化局長

正

文化局長

」

ページ 行

二 前から八

誤

に限る。」

正
に限る。」